

沖縄市障がい者施設等物価高騰対策補助金について

【目的】

コロナ禍における状況を踏まえ、市内障がい施設等におけるエネルギー・物価高騰にかかる負担を軽減し、事業継続を目的として補助金を交付します。

【交付対象】

以下3点全てに当てはまる法人

①令和3年4月1日から令和4年9月末日まで沖縄市内において、対象施設を継続運営している

②交付申請時点で当該事業を継続している。

③令和5年3月末日まで当該事業を運営する見込がある。

◆ただし次のいずれかに該当する場合は、補助の対象になりません。

(1) 市税を滞納している者

(2) 補助金の交付を申請しようとする者の代表者、役員又は使用人その他の従事者若しくは構成員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者の場合。

(3) 沖縄市介護施設等物価高騰対策補助金の交付対象事業所。

A) 訪問・相談系

1. 計画相談支援
2. 障害児相談支援
3. 居宅介護
4. 重度訪問介護
5. 同行援護
6. 地域移行支援
7. 保育所等訪問支援
8. 行動援護

B) 通所系

1. 生活介護
2. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
3. 就労移行・継続支援（一般・A型・B型）
4. 児童発達支援
5. 放課後等デイサービス
6. 医療型児童発達支援

C) 入所・居住系

- ①共同生活援助
- ②宿泊型自立訓練
- ③短期入所
- ④施設入所支援
- ⑤療養介護
- ⑥医療型障害児入所支援

【補助額】

次の区分による補助額を1施設あたり交付する。

A) 訪問系：5万円

B) 通所系：10万円

C) 入所系：①・②…10万円 ③…20万円

④～⑥定員40人未満…20万円 定員40人以上…50万円

【申請から交付までの流れ】 **注意：『交付申請』と『交付請求』が必要です**

申請者は**法人**になります。※施設・事業所単位による申請はできません。

①申請

市より交付決定

②請求

振込

・**令和5年1月31日**までに申請書及び添付書類を提出してください。

・申請書が届きしだい審査を行い決定（不決定）を通知します。

・決定通知が届きましたら**令和5年2月29日**までに請求書を提出してください。

・請求書が届きしだい審査を行い2週間を目途に指定の口座へ振込みます。